

# 令和3年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和3年6月3日（木曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 4 >
- 日程第 4 行政報告(町長)< P 4 ~ P 8 >
- 日程第 5 報告承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 3 年度足寄町一般会計補正予算(第 3 号)〕< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 6 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について< P 9 >
- 日程第 7 報告第 5 号 事故繰越し繰越計算書について< P 9 ~ P 10 >
- 日程第 8 報告第 6 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 10 >
- 日程第 9 議案第 50 号 人権擁護委員候補者の推薦について< P 10 ~ P 11 >
- 日程第 10 議案第 51 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 11 議案第 52 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 12 議案第 53 号 オンネットー野営場休憩舎新築(建築主体)(第 2 期)工事請負契約について< P 13 ~ P 15 >
- 日程第 13 議案第 54 号 はるにれ団地公営住宅新築建築主体(9 号棟)工事請負契約について< P 15 ~ P 16 >
- 日程第 14 議案第 55 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例< P 16 ~ P 17 >
- 日程第 15 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書< P 17 >
- 日程第 16 意見書案第 2 号 国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書< P 17 ~ P 18 >
- 日程第 17 意見書案第 3 号 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書< P 18 >
- 日程第 18 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書< P 18 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和3年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、9番高橋秀樹君、10番二川靖君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月3日から6月16日までの14日間とし、このうち4日から13日までの10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日6月3日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告承認第2号を即決で審議いたします。

次に、報告第4号から報告第6号までの報告を受けます。

次に、議案第50号から議案第55号までを即決で審議いたします。

次に、意見書案第1号については総務産業常任委員会へ、意見書案第2号から意見書案第4号までについては文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

14日は一般質問などを行います。

15日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

なお、議案第56号から議案第59号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、4日から13日までの10日間は休会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月7日月曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いをいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、4件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町強靱化計画の策定について御報告いたします。

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題と認知されたことから、国においては平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、翌年の6月には同法に基づく国土強靱化計画が策定されました。

北海道においては、平成27年3月に北海道強靱化計画を策定、平成30年に発生した北海道胆振東部地震などから得られた知見を踏まえ、令和2年3月に同計画を改定し、大規模災害等に備えた事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

本町におきましてはこの間、足寄町地域防災計画の見直しをはじめ、防災・減災の

ための取組を強化してきたところですが、大規模自然災害から町民の命と財産を守るためには、国・道と一体となって強靱化を進めることが不可欠であることから、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための足寄町強靱化計画を策定しましたので御報告いたします。

まず、本計画では、北海道強靱化計画を踏まえ、本町強靱化の対象となるリスクを大規模自然災害と想定し、災害時に想定される最悪の事態を、「人命の保護」「救助・救急活動等の迅速な実施」「行政機能の確保」「ライフラインの確保」「経済活動の機能維持」「二次災害の抑制」「迅速な復旧・復興等」の7つのカテゴリーに分け、「地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生」など18のシナリオを設定しました。設定されたリスクシナリオは、担当部局を中心に現状の脆弱性や現行施策の対応力について分析・評価を行いました。

その評価結果を基に本町における強靱化施策の取組方針を示す、足寄町強靱化のための施策プログラムを策定しました。この施策プログラムは、設定したリスクシナリオを回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携の下で行われるもので、施設の整備・耐震化などのハード対策だけではなく、情報・訓練・防災教育などをはじめとしたソフト対策を組み合わせています。

施策の推進に当たり、可能な限り数値目標を設定していますが、施策推進のための財政措置が担保されていないことに加え国や道が主体となる施策も数多くあることなどから、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する努力目標と位置づけています。

さらに、限られた財源の中で強靱化の取組を行うことから施策の重点化を図っています。重点化に当たりましては、足寄町総合計画、北海道強靱化計画の防災分野に

沿った施策及び本町の強靱化を図る上において緊急性や優先度が高い施策などを総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定しています。

本計画の期間は令和3年度から7年度までの5年間ですが、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画との調和を図ることから、計画期間中に各計画等の変更や社会経済情勢の変化等が発生した場合は、必要に応じて推進事業の見直しや重点化すべき施策項目の新たな設定を行うなど柔軟に見直しを行っていきます。

大規模自然災害が発生するリスクは年々高まっていると言われていています。町の対策だけでは対応し切れない状況もあり、国、道、民間との連携を深めていくことが求められています。今後も関係機関との連携を密にして、事前防災や減災への取組を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ御報告とさせていただきます。

次に、令和3年4月27日開催の第3回足寄町議会臨時会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告していたところですが、その後の対策状況について御報告いたします。

令和3年5月14日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が北海道に発出され、5月16日から31日まで緊急事態措置を実施することとされましたが、5月28日、感染拡大が高止まりの状況から緊急事態宣言の期間を6月20日まで延長することが決定されました。

これを受け、本町においても対策本部会議を開催し、町内における感染予防を図るため、5月18日から6月20日まで、町内各施設の休館や学校行事の延期などの対応を実施することとし、各施設の休止について防災行政無線、新聞折り込みチラシや自治会回覧等で周知を図ったところです。

役場庁舎内における業務体制につきましては、一部部局において在宅勤務を実施しているほか、役場会議室を利用した分散勤務を試験的に行うなど、感染防止対策を継続しております。

なお、中学校の部活動については原則休止ではありますが、十勝管内の統一の対応として、全国、全道大会につながる部活動に限定して6月12日から再開する予定となっております。

次に、本年9月、10月に予定しておりました足寄高校生海外研修派遣事業については、現在、日本政府からカナダを含む各国への渡航中止勧告が発出されていることから、同事業実行委員会において、昨年度に続き本年度の派遣を見送るとの結論に至りました。今後、足寄高校やウエタスキウイン市などの関係機関と、来年度における1、2年生の派遣が可能かどうか、協議、検討を進めていくこととしております。

町内における各イベントの実施状況については、6月に開催を予定していましたが足寄ふるさとラワンぶきまつりは、緊急事態宣言中であることから会場でのイベント開催は行わずにウェブ開催とし、インターネット上でフキの紹介や圍場の状況などの情報を発信することといたしました。

また、本年8月に開催としております足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会につきましては、今後実行委員会において開催の可否について検討をしております。

続きまして、新型コロナワクチン接種についてですが、4月27日から役場福祉課に予約受付専用電話を開設して一括受付を開始いたしました。予約受付は混雑緩和のために年齢を区分しての段階的な受付をお願いし、現在のところ大きな混乱もなく、5月31日現在において町内高齢者施設等利用者を除いた高齢者の67.4%に当たる1,649人の予約受付が完了しているところです。

なお、本町におけるワクチン接種については、当初、町内3医療機関での個別接種を予定していましたが、4月末に国が高齢者優先接種を前倒しして7月中に終了させるようにとの通知を発出したことを受け、急遽6月と7月に町民センターにおいて集団接種を行うこととし、さらに各医療機関にも個別接種人数増加の御協力を頂くことといたしました。

急遽集団接種を行うこととなったことから、先に予約された方と後で予約された方の接種日程が逆転することが想定され、公平感を欠くように感じる部分もあるかと思いますが、接種機会を拡大することにより、希望する高齢者の方には7月中におおむね接種できるものと考えており、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

また、高齢者以外の方については、7月に60歳から64歳までの町民及び基礎疾患を有する方の接種を開始し、その後はワクチンの供給や各医療機関での接種状況により、若年層の接種を開始する予定で、8月から10月に集団接種も実施する予定であります。ワクチン接種対象者の年齢が拡大することから、国や北海道の通知等に基づき早期にワクチン接種ができるよう準備を進めてまいります。

なお、集団接種に係る経費につきましては、急遽実施することとなり、議会の開催をお願いする時間的余裕がなかったことから、専決処分に対応させていただいております。併せて、町民の利便性を高めるため、スマートフォンによる予約が可能なシステムの導入に必要な経費についても専決処分しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、ワクチンの接種状況ですが、4月下旬から医療従事者等、5月6日から高齢者施設等において接種を開始し、5月31日現在、町内医療機関で接種した高齢者、医療・介護従事者等は712人となっており、うち213人が2回目の接種を終了し

ています。今後もさらに接種が円滑に進むよう、町内医療機関と連携して対応してまいります。

なお、ワクチン接種予約のキャンセルにより発生する余剰ワクチンにつきましても、可能な限りワクチンを廃棄することを防止する観点から、現段階において本町では、高齢者施設への新規入所者や病院入院者、医療・介護従事者等、町特別職、保育所等の福祉職場職員、教職員等、スクールバス等の運転手、町民と接する機会の多い図書館・体育館等の職員、役場窓口職員等の順で事前に接種対象者リストを作成して、余剰ワクチンの有効活用を図っていくこととしています。

続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本町における実施予定事業について御報告いたします。

この交付金は、地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的に、地域の実情に応じて実施する事業に国から交付されるもので、現時点で国から示されている本町の限度額は1億2,465万8,000円となっております。

本町の実施予定事業は別紙資料のとおりで、必要な予算を本定例会に提案させていただいております。なお、令和3年度当初予算で計上済みである感染症対策事業、感染予防対策支援事業につきましても本交付金を財源として活用するため、本定例会で歳入予算の組替えを行っております。

また、本交付金を財源に、緊急事態宣言等で大きな影響を受けている町内飲食事業者及び町内飲食店に酒類を卸販売している事業者の事業継続に必要な経費の一部について、緊急で10万円の支援金を交付することとしたため、専決処分に対応させていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

今後実施を予定している主な事業といたしましては、あしよろ銀河ホール21管理経費としてカメラ付体温測定機2台の購入費72万6,000円、児童福祉施設等感染予防対策事業として子どもセンターにおける手洗い場の自動水栓化工事322万3,000円、環境衛生管理費として芽登、上利別、大誉地地区の地域公衆トイレの洋式化改修工事334万円を予算計上しております。

また、商工振興対策経費におきまして、足寄町商工会が実施する町内事業者向けの感染予防対策・販売促進事業等のソフト事業推進のため、北海道補助金の対象外経費に200万円の補助金を計上しているほか、町内飲食店、宿泊施設が安心な店舗づくりを目的に実施するパーティション設置等の感染予防対策に対し、客席50以上の事業者に10万円、客席50未満の事業者に5万円を支給する足寄町飲食店・宿泊施設感染防止対策支援金320万円、さらに足寄町商工会が実施する町内宿泊者への宿泊支援と飲食店等の利用促進として宿泊者1泊当たり1,500円のクーポン券を宿泊事業者を通じて配布する、あしよろ宿泊応援クーポン事業に350万円の予算を計上させていただきました。

次に、公園管理費として公園トイレ6か所分の洋式化工事費820万4,000円、避難所環境整備事業として避難所で使用する間仕切り用の屋内テント200張購入費550万円、小学校管理経費として足寄小学校、芽登小学校の換気の向上を図るため開口部に網戸を設置する工事費144万円と、足寄小学校の屋外トイレの洋式化を行う工事費249万円を計上しています。

今後におきましては、新たな国のコロナ対策事業等の実施も見込まれ、迅速な対応が必要になり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたし

ます。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告いたしました。今後におきましても、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。御報告といたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における令和2年度の実績が取りまとめられましたので御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案410件、滞納額2億9,420万6,000円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は1億894万8,000円、収納率は37.03%となっており、前年に比べ件数、引受額は減少しましたが、収納率は1.49ポイントの増となりました。新型コロナウイルスの影響により、十勝管内の雇用情勢や個人消費等の経済状況が悪化している中において、引き続き高い水準を維持しているものと考えております。

次に、本町の実績ですが、引き継ぎました事案は7件、滞納額336万円に対して延滞金を含めた収納額は343万6,000円、収納率は102.26%となっており、前年比39.79ポイントの増となりました。

また、事前予告通知による効果額は174万9,000円で、収納実績額と合わせた総額は518万5,000円となっており、本町が負担する分担金91万7,000円を差し引いた費用対効果額は426万8,000円の実績となりました。

発足から14年間における本町の引継件数は延べ131件で、収納額は3,760万6,000円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も過去最高の収納率となっております。

なお、令和3年度におきましては、継続

事案1件を含む7件、滞納税額118万2,000円を引継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ御報告いたします。

次に、消防総合庁舎床面の一部損傷について御報告いたします。

本年5月21日の午前5時頃、当直職員が起床したところ、庁舎正面玄関ホール及び事務室の一部の床面が漏水により水浸しとなっていることを発見いたしました。

漏水の原因につきましては、玄関ポーチに設置の水道栓を前日に職員が使用した際、作業終了後、ホースリール先端部のノズルは閉めたものの蛇口を閉め忘れたため、水圧に耐え切れず接続していたホースが外れたことによるものと考えられます。

損傷の状況につきましては、発見後直ちに排水作業を実施し乾燥に努めましたが、床面の木質フローリングが部分的に浮き上がることとなりました。

現在、復旧に要する費用の積算作業を進めており、費用確定後、今後の議会に復旧費用を提案させていただく予定をしておりますが、迅速な対応が必要となり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合は専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

本年第1回定例会で御報告した役場庁舎渡り廊下の損壊に引き続き本件の御報告となり、大変申し訳なく深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後は職員に対し作業終了時の確認の徹底を指導し、再発防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ

御報告いたします。

以上、4件の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

### ◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度足寄町一般会計補正予算（第3号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、御報告申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを御報告し御承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

令和3年度足寄町一般会計補正予算（第3号）を、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業等を実施するに当たり、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、5月20日付で専決処分をしたものでございます。

専決処分をした補正予算の内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和3年度足寄町一般会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,853万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,478万8,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、第7節報償費、謝礼708万円のほか、第12節委託料、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種予約システム導入業務203万5,000円など合わせて1,423万6,000円を計上いたしました。

続いて、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費におきまして、商工振興対策経費といたしまして、事業継続緊急支援金430万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

5ページへお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、事業費と同額の国庫補助金を合わせて1,853万6,000円を計上いたしました。

なお、7ページに予算説明資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君）これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度足寄

町一般会計補正予算（第3号）〕の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君）全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度足寄町一般会計補正予算（第3号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君）日程第6 報告第4号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君）8ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第4号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和2年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をするものでございます。

本件につきましては、予算議決を頂きました高度無線環境整備推進事業など、8ページ右側に別紙といたしまして添付しております計算書のとおり、それぞれ事業費の額が確定をいたしましたので御報告をするものでございます。

翌年度への繰越額は、7つの事業、合計11億7,592万6,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君）ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第5号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 9ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第5号事故繰越し繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和2年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告するものでございます。

9ページの右側に別紙といたしまして添付しております計算書のとおり、第2款総務費、第1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境店舗等整備補助金につきまして、交付決定した改修工事3件が年度内に完了することが困難となりましたため、事故繰越しを行ったものでございます。

なお、3件いずれも既に工事は完了いたしまして、今月中には支出が完了する見込みでございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第6号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 10ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第6号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御報告申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和3年2月13日から令和3年5月25日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、11ページに添付しております別紙のとおり6件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第50号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第50号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第50号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦をする方につきましては、住所、足寄郡足寄町南5条3丁目11番地3、氏名、沼田 聡氏、昭和36年9月23日生まれでございます。

提案理由につきましては、前任者の任期満了に伴う新任候補者推薦のためでございます。

任期は令和3年7月1日から令和6年12月31日までの3年間でございます。

沼田 聡氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第50号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第50号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

### ◎ 議案第51号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備

計画の策定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 13ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、愛冠辺地、中足寄辺地、螺湾辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この整備計画につきましては、辺地において公共的施設を整備するに当たり、財源といたしまして辺地対策事業債を活用するために必要な計画となっております。

計画の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書（案）により御説明をいたしますので、14ページを御覧ください。

まず、愛冠辺地でございますが、3の公共的施設の整備計画の欄を御覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業を行うものでございまして、事業費につきましては3,880万円、右側にありますが、辺地対策事業債の予定額は1,370万円でございます。

15ページを御覧ください。

中足寄辺地でございますが、右側の3、公共的施設の整備計画内訳の欄を御覧いただきたいと思っております。

飲用水供給施設といたしまして、道営水利施設等保全高度化事業及び中足寄地区配水管改修事業を行うものでございまして、事業費につきましては、合わせて1億2,314万8,000円、辺地対策事業債の予定額は合わせて1億2,110万円でございます。

続いて16ページを御覧ください。

螺湾辺地でございますが、3の公共的施設の整備計画の欄を御覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業を行うものでございまして、事業費につきましては9,650万円、辺地対策事業債の予定額は3,430万円でございます。

なお、整備計画の期間はいずれの地区も令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第52号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第52号辺地に係る公共的施設の総合整備

計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 17ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第52号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、茂足寄辺地、芽登辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財源として辺地対策事業債を活用予定の事業について、計画内容に一部変更が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

整備計画の一部変更の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書（案）により御説明いたしますので、19ページの左側の別紙様式3の公共的施設の整備計画内訳の欄を御覧いただきたいと思っております。

以下、下線表示部分が追加あるいは変更箇所でございます。

まず、茂足寄辺地でございますが、道路ストック修繕事業を追加するものでございまして、事業費は1,041万7,000円、辺地対策事業債の予定額は390万円でございます。

もう一つが、簡易水道浄水場附帯施設整備事業を追加するものでございまして、事業費につきましては135万3,000円、辺地対策事業債の予定額は60万円でございます。

次に、21ページの右側の別紙様式3の公共的施設の整備計画内訳の欄を御覧ください。

芽登辺地につきましては、足寄簡易水道

遠隔監視システム等整備事業外6事業の事業費等を括弧内の下線表示部のとおり変更いたしますとともに、飲用水供給施設といたしまして営農用水道計装装置更新事業を追加するものでございます。事業費につきましては1,556万5,000円、辺地対策事業債の予定額は1,550万円でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第52号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分再開といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議案第53号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第53号オンネトー野営場休憩舎新築（建築主体）（第2期）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 22ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、オンネトー野営場休憩舎新築（建築主体）（第2期）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年5月25日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付したオンネトー野営場休憩舎新築（建築主体）（第2期）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするのでございます。

契約の目的は、オンネトー野営場休憩舎新築（建築主体）（第2期）工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は、6,875万円。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期につきましては、令和3年12月10日でございます。

工事概要につきましては、23ページの配置図を御覧ください。

右下の欄になりますが、工事場所につきましては足寄町茂足寄、構造は木造平屋建て、延べ床面積は173.34平方メートルでございます。

24ページに平面図、25ページに立面図を添付しておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） この施設の内容だとか、それから景観等の関係で、今から質問どうなのかなと思いますけれども、ただお聞きしたいのですけれども、現在今、雌阿寒岳につきましては情報ですけれども、噴火の警戒レベルが1だそうでございます。それで、活火山であることを留意し、突発的な火山活動による災害の危険の常にあることを注意していただきたいということをおっしゃっているのですけれども、そういったことの中で、この建物については避難ごうとは言いませんけれども、そういった建物の施設になっているのかどうか。それから、噴火時に備えた、例えば備品だとか、そういったものがきちんとそろっているのかどうかの点をまず一つお聞きしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

雌阿寒岳につきましては、噴火警戒レベル1ということで平穏ということで今レベルが、過去には2になったこともありましたが、今は規制がかかっていない状況でございます。

例えば噴火警戒レベル2になりましたら、火口から500メートル、登山でいえば7合目から立入禁止とかという措置を取ります。3以上になりましたら、もちろん雌阿寒温泉もそれぞれ対応しなくてははいけないのですが、この休憩舎の位置は火口から5キロぐらい離れているのですね。噴火警戒レベル3、4になった場合にはある程度対応が必要なのですが、そのような大

規模な対応になりますと避難ということで、あらかじめ今の科学的な見知によりますとある程度の予測はできるのではないかとということで、まず避難が大事だということです。

あと、防災のための対応ということでいえば、構造上地下にピットがありまして、そちらのほうに今後ある程度避難でここにずっといなくてはいけないことも想定されますので、待機するための物品等はそろえようという考えで今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） それで、これまた今からということになってしまうのですけれども、設計についてお伺ひしたいのですけれども、一つには湖を中心に景観を考えるとときに飲食スペースだとかくつろぎスペースということに、この図面に書いてあるのですけれども、果たしてこの位置がどうなのかということ。それから、デッキの利用なのですけれども、これは駐車場側でいいのではないかとということ。それから、建物の前の木を少し切ってもらえるような交渉をしてもらえないのかどうか。

それと、そういったことを考えますと、今の図面では縦にちょっと湖側に向くよという感じなのですけれども、それを全く横にして、例えば飲食スペースだとか、それからくつろぎスペースですか、そういったものを真横に、湖側に見えるような形でやっていただければ大したいいのかなというふうに思うのですけれども、今からどうか分かりませんが、いずれにしてもそういったことについてはどういう協議があったのかどうかをお伺ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） この建設の間取りというのか何というのかよく分からないのですけれども、これについてはこれまでいろいろところで協議をしていただいて、

その中で決まってきた中身となっています。

オンネト一の魅力創造委員会ですとか、そういったところでいろいろな話をして、どういふスペースが必要でどういふ形が一番いいのだろうかというようなことをいろいろ協議した中で決まってきた部分でございます。

それと、昨年第1期工事を実施しております、基礎部分というのかな、その部分についてはもう既に出来上がっております、今回の第2期工事についてはその上に建物が建ち上がるという、そういう工事になっております。そういった意味で、先ほどお話ございました、これを横に向けてだとかというようなことはもう既に基礎部分できておりますので、これはできないということでもあります。

このスペース、いろいろなデッキですとか、それから飲食スペースですとか、そういうのを決めてくる中で、やはり湖が見えるようにですとか、そういったことを考えながらこの設計をしているということでありまして、それからなるべく湖が少し見えやすいようにということで、木についても多少、去年の基礎部分をやる段階である程度木については間引きというのかな、支障のあるような木については切っているということでもありますので、一定程度湖も見渡せる、それから飲食スペースですとかデッキなど活用しながら湖を見ながら少し飲食ができたり、少し休憩ができたりという、そういう建物になっているのかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 私どもちょっと知ったのが、その施設の基礎ができているということ分らなかった、私がですよ、私が個人的には分らなかった部分があったのですけれども、それはいいのですけれども、ただ今言うように木の関係だとか、

それからせつかく何十年も建てるわけですから、景観の非常に見やすい形がいいのかなと思いますので、少しでも変更できるのであれば、ならないのかなと思いますけれども、どうでしょうかね。そういった部分では、今、木は何ぼか切ったと、切った後、私は見たことないのですけれども、非常にあそこはいろいろな方が行って写真撮ったり何かしている場所なものですから、やっぱりそういった景観が見やすいところに、見やすいことが一番いいのかなと思いましたが、そこら辺をちょっとよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはりせつかく建てる建物ですから、よりこれから長い間活用していただける、そういった建物になればということで、そういった意味では十分に検討を進めながら、どういった形の建物がいいのかとかというようなことで設計してきたということになっております。

この建物が建つところ自体もちょうど駐車場のへりといいますか、今までのあった駐車場から少し湖側に出ているということになっておりまして、当然その辺りも木を切らないと、この建物自体も建てられないというようなところでありまして、木を切ってそこに建物を建てて少し駐車場よりも湖側に出るという形になっています。それと、先ほど言いましたように、少し、国立公園の非常に景観のよいところでありまして、簡単に全部切ってしまうだとかそんなことは全然できませんので、本当に必要な部分だけを少し間引かせていただいたというような形になってございます。

そういった意味で、熊澤議員さんおっしゃるように、これからも長く使っていただけるような、景観のいい場所だねと皆さんから言っていただけるような、そんな場所に、人それぞれ感覚も違いますので、全員が全員そう言っていただけるかどうか分

かりませんけれども、そういう場所になるのかなというように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

そういうことで、景観がすばらしいと言えるような建物にしていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号オンネトー野営場休憩舎新築（建築主体）（第2期）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第53号オンネトー野営場休憩舎新築（建築主体）（第2期）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第54号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第54号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（9号棟）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 26ページを

お願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第54号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（9号棟）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年5月25日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付したはるにれ団地公営住宅新築建築主体（9号棟）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体（9号棟）工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は、7,634万円。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期につきましては、令和3年12月17日でございます。

工事概要につきましては、27ページの全体配置図を御覧ください。

左下に9号棟といたしまして、工事場所につきましては足寄町北3条2丁目6番地の内と64番地、構造は木造平屋建て1棟5戸、延べ床面積は288.54平方メートルでございます。

28ページに平面図、29ページに立面図を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(9号棟)工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第54号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(9号棟)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第55号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第55号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 30ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第55号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴いまして、固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上等を図るため、審査申出書等への押印を不要とすることに関し、所要の整理を行うものでございます。

改正の内容は新旧対照表により御説明い

たしますので、31ページを御覧いただきたいと思います。

左側が現行の条例でございまして、右側が改正後となります。

下線表示の部分が変更箇所となっております。

左側の改正内容を御覧ください。

第4条第4項の「審査申出書には、審査申出人が押印しなければならない。」との規定を削除いたしまして、この削除に伴いまして、第5項は第4項に、第6項は第5項に繰り上がるものでございます。

続いて、第8条第5項の下線部分の「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」との文言を、右側を御覧いただきたいのですが、「記載しなければならない」に改めるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第55号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題になっております、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査にすることに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### ◎ 意見書案第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 意見書案第2号国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題になっております、意見書案第2号国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にする

ことにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号国民健康保険料(税)のさらなる負担軽減を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### ◎ 意見書案第3号

○議長(吉田敏男君) 日程第17 意見書案第3号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第3号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### ◎ 意見書案第4号

○議長(吉田敏男君) 日程第18 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田敏男君)** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午前11時44分 休憩

午前11時58分 再開

**○議長(吉田敏男君)** 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

**○議会運営委員会委員長(榊原深雪君)** ただいま開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、本会議の終了後、全員協議会を開催することといたしましたので、13時より議場に参集をお願いいたしたく、御了承をお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

**○議長(吉田敏男君)** これで、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 散会宣告

**○議長(吉田敏男君)** 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月14日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時59分 散会

令和3年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員